

2020. 9. 18

ウズベキスタン入国時における検疫措置について（更新）（新型コロナウイルス関連）

- ウズベキスタン政府は9月17日夜、ウズベキスタン入国時の検疫措置の基準となる国別の感染状況評価（赤・黄・緑）を発表しました。今次発表において、日本は「黄色国家」（9月11日付）から検疫措置が適用されない「緑色国家」へと評価が変更されております。
- 当館より航空当局に確認いたしましたところ、緑色国家を出発しても黄色や赤色国家で乗り継いだ方については、乗継地のカテゴリーに応じた検疫措置が適用されるということです。乗継便を利用してウズベキスタンへの渡航を計画中の方は、乗継地の評価についてもよくご確認ください。また、各航空会社が独自にPCR検査陰性証明書の提示等を搭乗条件としているケースもありますので利用予定の航空会社に対しても必要な措置をよくご確認ください。
- 本件を含め、当地における新型コロナウイルスに関する必要な情報については随時、領事メール及びホームページを通じて、情報提供いたしますところ、常に最新情報を得ることができる体制を維持していただけますようお願い致します。

- 1 9月17日、ウズベキスタン政府は18日以降の国別の感染状況評価を発表しました。17日にウズベキスタン航空会社が発表しております入国時の措置（同日付領事メールにて既報のもの。参考：<https://www.uz.emb-japan.go.jp/files/100094766.pdf>）は、今次評価に基づいて適用されることとなりますのでご注意願います。
- 2 ウズベキスタン政府が発表した最新の国別感染状況評価は以下のとおりです。
 - (1) 緑色国家（衛生的で疫学的状況が安定している国、検疫措置不要）
日本、中国、タイ、マレーシア、韓国、ジョージア、ハンガリー、フィンランド、ラトビア、オーストリア
 - (2) 黄色国家（新型コロナウイルス感染者数が減少している国、PCR検査陰性証明書※を提示することにより自己隔離不要）
アゼルバイジャン、ベラルーシ、アラブ首長国連邦、EU諸国（英国、スペインを除く）
 - (3) 赤色国家（新型コロナウイルス感染者数が減少していない国、14日間の自己隔離措置）
上記以外の国

※ 当館注：PCR検査陰性証明書については、最初の出発地における離陸時刻前72時間以内に発行されたものが必要でありますところ、ご注意ください。
- 3 当館より空港当局に確認いたしましたところ、緑色国家を出発した場合であっても黄色や赤色国家にて乗り継いだ方については、乗継地のカテゴリーに応じた入国時の検疫措置が適用されるということです。仮に赤色国家で乗り継いだ場合には、入国時にPCR検査陰性証明書を提示しても、14日間の自己隔離が求められることとなりますところ、乗継便を利用してウズベキスタンへの渡航を計画中の方は、乗継地の評価についてもよくご確認ください。また、各航空会社が独自にPCR検査陰性証明書の提示等を搭乗条件としているケースもありますところ、利用予定の航空会社に対しても必要な措置をよくご確認ください。

4 当地における新型コロナウイルスに関する必要な情報については随時、領事メール及びホームページを通じて、情報提供いたしますところ、常に最新情報を得ることができる体制を維持していただけますようお願い致します。

(何かあった場合の連絡先)

○在ウズベキスタン日本国大使館

住所：Tashkent city, Yashnabad dist., Sadyk Azimov str., 1-28

電話：（代表）+998-78-120-8060、（夜間・休日用緊急携帯）+998-91-162-5009

ホームページ：https://www.uz.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※新型コロナウイルス関係特設ページ：

https://www.uz.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00014.html

○日本国外務省領事サービスセンター

電話：（代表）+81-3-3580-3311、（内線）2902、2903